

## 地方消費者行政強化の施策の考え方について

2011年1月25日

オブザーバー 池本誠司

### 1、国の取組と地方自治体の反応

これまでの措置	地方自治体の反応
<p><b>地方交付税の基準財政需要額を倍増</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総額：平成20年度90億円を、平成21年度180億円に倍増</li> <li>・相談員の報酬単価基準を、年150万円から300万円へ倍増</li> </ul> <p>⇒<u>地方交付税措置を活用して独自財源の拡大と相談員の処遇改善を期待。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年度の自主財源（基金を除く）の増額分は11億円にとどまる。</li> <li>・活性化基金の利用に伴い、自主財源を減額する自治体が約3割に上る。</li> </ul> <p>⇒<u>自治体の政策方針が未だ消費者行政重視に向かっていないのではないか。</u></p>
<p><b>消費者行政活性化交付金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年度～23年度に基金として活用できる交付金223億円を交付</li> <li>・使途は、相談窓口の拡充、相談員の研修、消費者啓発事業のほか、相談員の増員に関する人件費にも利用可能、</li> </ul> <p>⇒<u>活性化交付金を呼び水として、地方自治体独自の予算・人員も拡充し、総合的な消費者行政の拡充・強化を期待。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年間限定の財源のため、4年目以降に財政負担を残す人員増や継続的事業はそれほど実施されていない。</li> <li>・3年間で利用し尽くせない自治体が多いため、希望により1年間延長を認めた（平成22年7月）。</li> </ul> <p>⇒<u>体制整備の呼び水財源としては期間が不十分ではないか。</u></p>
<p><b>「消費者行政推進本部」の設置呼び掛け</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者担当大臣から知事に対し、都道府県知事を本部長とし管内の消費者行政を一体的に推進するための組織横断的な『消費者行政推進本部』の設置を要請。</li> </ul> <p>⇒<u>消費者行政の位置づけ向上を期待。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（消費者庁設置以降で）知事をトップとする例7府県。副知事、局長、部長等をトップとする例5県。県と市町村と民間団体で設置する例1県。</li> </ul> <p>⇒<u>実質的な広がりを作るには、設置呼びかけだけでは不十分ではないか。</u></p>
<p><b>「地方消費者行政強化プラン」の策定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地の先導的事例を紹介しつつ、実施上の課題や方向性を提示し、総合的な地方消費者行政の強化を要望。</li> </ul> <p>⇒<u>地方自治体の創意工夫を期待。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の広域連携事例も紹介している。</li> </ul> <p>⇒<u>担当課を超えて地方自治体の首長・議会への影響力が不十分ではないか。</u></p>

## 2、なぜ地方自治体は消費者行政重視に向かっていないのか

(1) 政府では、消費者庁設置法案の国会審議において、衆議院・参議院合計 88 時間の審議を通じて、消費者行政の重要性についてコンセンサスが形成された。その持続が課題。

地方自治体では、そもそもこうした議論がない。

(2) 政府では、消費者庁・消費者委員会が設置され、消費者行政強化の方針で施策を展開し始めた。

地方自治体では、従来からの消費生活担当課（市町村の多くは兼務）の体制のままである。

(3) 政府では、消費者庁設置に伴い職員約 200 名と予算が確保され、次年度は 53 名増員予定。

地方自治体では、過去 10 年間に消費者行政担当職員が約 35% 減少、消費者行政予算が約 33% 減少。

⇒こうした状態の中で、3 年間の活性化交付金が突然交付された状態で、体制整備の方向性と継続的な財政措置が見通せない。

⇒地方自治体の力不足の問題であるが、自主的判断に委ねることによいのか？

## 3、地方消費者行政の強化に向けてどのような政策を実施すべきか

### (1) 地方消費者行政の性質＝基本は自治事務

・相談窓口の整備だけを取り出す議論でなく、自治体内や地域の関係機関と連携して被害・相談の発見、専門性の高い被害救済、迅速な事業者規制との連携、地域住民への情報提供、消費者団体の育成支援などの総合的な消費者行政の強化を目指す視点で検討すべきではないか。

### (2) 自治事務に対する国の制度的措置と財政措置のあり方

①消費者行政の事務の中には国全体に影響がある事務分野については、国が一定の財政措置を講ずべきである。

- ・PIO-NET 入力には国の情報収集の役割
- ・事業者規制権限行使は市場適正化の役割

⇒この事務分野については、国の継続的な財政措置が必要ではないか。

②自治事務であっても国の重要政策の推進に必要な限度では、政策提案と財政措置を講ずべきである。

- ・「産業育成から市場の安全安心の実現へ、明治以来の行政の役割の転換」（消費者行政推進基本計画平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）は国の重要政策。
- ・消費者行政の中央官庁が初めて設置され、これから地方を強化する場面。

⇒基盤整備の方向性が見通せるまでの一定期間は、政策的予算措置が必要ではないか。

⇒地方自治体の裁量の幅を広く確保する必要があるが、消費者行政の基盤整備に回るようにすることが必要ではないか。